

〔解題〕 趙均錫教授の経歴と被害者支援

太 田 達 也

二〇〇八年一〇月二三日、慶應義塾大学法学部と法務研究科において、法学部特別招聘教授（非常勤）である梨花女子大学の趙均錫教授による「韓国における犯罪被害者支援の動向」と題した特別講義が行われた。本稿はその特別講義の全文であるが、韓国では近年、被害者支援に関する様々な立法や制度の整備が進められており、日本の被害者支援にとっても示唆に富む内容が多く含まれている。

趙均錫教授は、一九八〇年、ソウル大学在学中に司法試験に合格、司法修習を経て一九八五年検事に任官し、以後、釜山、群山、ソウル、水原、金泉、大田など各地の検察庁で勤務された経歴をもつ。二〇〇七年、弁護士登録と同時にソウルで弁護士事務所を開設されているが、同年から梨花女子大学法学部の兼任教授も務め、韓国でのロースクール設置が決まると、二〇〇八年九月に同大学法学専門大学院の教授に就任されている。

趙均錫教授は、慶應義塾大学法学部と関係が深く、一九九〇年から一年間、法学部の訪問研究員として留学されたほか、一九九七年から二年半に亘って駐日韓国大使館の法務協力官として勤務された際、法学部の非常勤講師として大学院の刑事法の演習を担当して頂いたこともある。刑事法の研究業績も豊富で、一九九三年の『資金洗浄規制論』（経進社）はマナーロンダリングに関する韓国で最も優れた著作とされているし、『国際刑事司法共助研究』韓国刑事政策研究院（一九九三）、『大韓民国新国籍法解説』日本加除出版（一九九九）などの共著のほ

か、組織犯罪対策など刑事法に関する論文を多数執筆されている。

しかし、趙均錫教授の最大の功績の一つが韓国における被害者支援制度の創設・推進であることは、同国における被害者支援の実情をよく知る者であれば誰しもが認めるところである。趙均錫教授が韓国における被害者支援策の生みの親と言っても決して過言ではない。韓国における被害者学と被害者支援制度の発展には二人の人物が大きく貢献しているが、その両者共が慶應義塾大学の法学部と非常に縁が深く、そのお一人が趙均錫教授であり、もうお一人が韓国から日本への留学検事第一号として慶應義塾大学法学部へ留学された弁護士の間建植氏である。

間建植弁護士は、検事であった一九八〇年、慶應義塾大学法学部の訪問研究員として留学され、その時、受入れ担当教授となられたのが法学部の宮澤浩一教授（現在、名誉教授）である。慶應への留学中、宮澤浩一教授から被害者学の薫陶を受けられた間建植弁護士は、韓国で被害者学を紹介され、一九九〇年に宮澤浩一教授が日本被害者学会を立ち上げられると、二年後の一九九二年に韓国被害者学会を設立され、初代会長（現在、名誉会長）として被害者学の普及に努められている。

その間建植弁護士の留学から一〇年目に訪問研究員として慶應義塾大学法学部に留学された趙均錫教授は、帰国後、被害者学会の運営に尽力されるとともに（現在、副会長）、二〇〇三年、大邱地方検察庁金泉支庁長に任ぜられると、現地の医師や自治体に働きかけ、韓国で初の犯罪被害者支援センターを設置されている。韓国には、それまでも性犯罪や家庭内暴力の被害者に対し相談や支援を行う相談所や保護施設はあったものの、殺人や強盗など、特定の罪種に限らず犯罪被害者に対し広く支援活動を行う民間団体はなく、この金泉被害者支援センターが最初の団体であった。ちなみに、同センターの設置に際し、職員の研修などにおいて協力されたのが大田大学法学部金容世教授（現在、韓国被害者学会副会長の一人）であるが、金容世教授もやはり慶應義塾大学の宮澤浩

一教授や平良木登規男教授から長年に亘って指導を受け、法学部にも訪問助教授として一年間、留学した経験をもつ方である。

趙均錫教授は、センターの設立を支援するだけでなく、金泉檢察支庁管内の被害者支援を推進するため、二〇〇三年八月に犯罪被害者保護強化指針を策定・施行するとともに、一〇月には管内警察に対し捜査時の被害者支援強化の指示を発出している。韓国では、二〇〇〇年以降、被害者に対する情報提供や証人保護といった被害者支援の施策が実務レベルにおいて徐々に取られてきてはいたが、金泉での犯罪被害者保護強化指針は、管内のみに適用されるものとは言え、広く犯罪被害者を対象とし、既存の被害者関連施策を統合しつつ、新たな施策をも盛り込んだ被害者支援に関する総合的施策と呼ぶに相応しいものであった。しかも、この指針は大檢察庁にも報告され、二〇〇四年に策定された大檢察庁の犯罪被害者保護及び支援に関する指針を始め、韓国檢察庁や法務部の被害者支援政策に大きな影響を与えている。閔建植弁護士が韓国における被害者学の父であるとすれば、趙均錫教授は韓国における被害者支援の父であると言える。

こうした韓国における被害者支援の経緯や動向については、本誌における趙均錫教授の論稿のほか、趙均錫教授の著作である『犯罪被害者支援概論』（被害者支援センター、二〇〇五）に詳しい。なお、趙均錫教授は、檢察庁に奉職中の二〇〇六年、「犯罪被害者支援のための法制度の研究」により慶熙大学大学院より修士号を取得している。

以上、少し長くなったが趙均錫教授の経歴を詳しく紹介したのは、同教授と閔建植弁護士という、慶應義塾大学法学部とも深い関係のある実務家が、宮澤浩一慶應義塾大学名誉教授との学問的及び私的交流を通じて、韓国における被害者学や被害者支援の発展に多大なる貢献をするに至った経緯を紹介しなかったからである。近年、海外の法律や制度の表面的な概要だけを調べて紹介するような比較法研究が見られるが、そうした手法に頼り、

現地の実務家や研究者と話もせず、些かの論文や資料を読み、一、二度、現地の施設に足を運んだりしたただけは、何故、韓国で二〇〇三年に被害者支援センターが設置され、その後、急速に被害者支援の施策が進んだかなど、その経緯を知ることなどできないであろう。刑事政策や被害者支援は、単に理論や学説だけで施策が進んでいるわけではなく、その裏には人と人との出会いや繋がりとといった、極めてヒューマンな事情があることも少なくなく、そうした事情も政策や制度を論ずる上できちんと把握しておくことが不可欠である。